

大飯発電所に係る安全確保等  
に関する確認書

京  
京  
舞  
綾  
南  
京

都  
都  
鶴  
部  
丹  
丹  
波

府  
市  
市  
市  
市  
市  
町

## 大飯発電所に係る安全確保等に関する確認書

京都府（以下「甲」という。）および京都府地域防災計画（原子力災害対策編）において大飯発電所に係る緊急時防護措置を準備する区域の対象地域を含む市町（以下「乙」という。）は、関西電力株式会社の大飯発電所の事故災害等に備え、京都府内の安全を確保するため、必要な情報の提供および地域協議会の設置について、次のとおり確認書を締結する。

（情報提供）

**第1条** 甲は、関西電力株式会社と締結した「大飯発電所に係る京都府域の安全確保等に関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づき関西電力株式会社から報告、連絡を受けた場合、若しくは関西電力株式会社に対し意見を述べた場合は、その内容を乙に連絡する。

（地域協議会）

**第2条** 甲および乙は、原子力災害に係る防災対策について、情報交換と連携を図るため、「大飯発電所に係る地域協議会」（以下「地域協議会」という。）を設置する。

- 2 前条の場合において、甲が必要と認める時は、関西電力株式会社に対し、地域協議会において原因、内容および措置状況等について説明するよう要請するものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、関西電力株式会社が行う安全確保対策について、甲が必要と認める時は、関西電力株式会社に対し、地域協議会において説明するよう要請するものとする。
- 4 前2項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関して定めがない事項について疑義が生じた場合は、甲および乙が誠意をもって協議し、決定するものとし、関西電力株式会社に対し、対応を要請するものとする。
- 5 乙以外の京都府内の市町村から要請があった場合には、甲、乙協議の上、地域協議会の会議等への出席を認めるものとする。
- 6 地域協議会の事務は甲が掌る。

（その他）

**第3条** 本確認書に定める事項について改定すべき事由が生じたときは、甲および乙が誠意をもって協議するものとする。

- 2 本確認書に定めがない事項または本確認書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、甲および乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この確認の証として、本書6通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成29年8月17日

甲 京都府知事 山田 啓二

乙 京都市長 門川 大作

舞鶴市長 多々見 良三

綾部市長 山崎 善也

南丹市長 佐々木 稔納

京丹波町長 寺尾 豊爾